

第6期 決算公告

平成19年6月26日

東京都港区赤坂一丁目6番16号
株式会社東京スター銀行
代表執行役頭取 タッド・バッジ

貸借対照表（平成19年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	71,894	預金	1,484,137
現金	51,217	当座預金	6,941
預け金	20,676	普通預金	473,080
コ－ルロ－ン	45,817	貯蓄預金	1,027
買入金銭債権	41,645	通知預金	3,780
商品有価証券	6	定期預金	940,248
商品国債	6	定期積金	101
金銭の信託	3,624	その他の預金	58,957
有価証券	323,599	外国為替	30
国債	165,710	未払外国為替	30
地方債	603	社の他負債	55,500
社債	74,028	その他負債	38,163
株式	8,444	未決済為替借	671
その他の証券	74,811	未払法人税等	5,170
貸出金	1,164,946	未払費用	20,867
割引手形	862	前受収益	1,529
手形貸付	55,885	給付補てん備金	0
証書貸付	1,064,317	金融派生商品	3,080
当座貸越	43,881	債権取得差額金	1,221
外国為替	1,261	その他の負債	5,621
外国他店預け	1,261	賞与引当金	1,636
その他の資産	17,205	役員賞与引当金	1,086
未決済為替貸	5,171	役員退職慰労引当金	54
前払費用	111	支払承諾	2,091
未収収益	3,676	負債の部合計	1,582,699
金融派生商品	975	（純資産の部）	
その他の資産	7,269	資本金	21,000
有形固定資産	11,085	資本剰余金	19,000
建物	3,542	資本準備金	19,000
土地	5,955	利益剰余金	62,411
建設仮勘定	0	利益準備金	2,000
その他の有形固定資産	1,586	その他利益剰余金	60,411
無形固定資産	4,793	繰越利益剰余金	60,411
ソフトウェア	2,641	株主資本合計	102,411
その他の無形固定資産	2,152	その他の有価証券評価差額金	△ 98
繰延税金資産	12,014	繰延ヘッジ損益	△ 1,624
支払承諾見返	2,091	評価・換算差額等合計	△ 1,723
貸倒引当金	△ 16,599	純資産の部合計	100,688
資産の部合計	1,683,388	負債及び純資産の部合計	1,683,388

損益計算書（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
経 常 収 益		73,726
資 金 運 用 収 益	50,595	
貸 出 金 利 息	41,036	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	6,106	
コ ー ル ロ ー ン 利 息	637	
預 け 金 利 息	105	
金 利 ス ワ ッ プ 受 入 利 息	1,250	
そ の 他 の 受 入 利 息	1,460	
役 務 取 引 等 収 益	12,789	
受 入 為 替 手 数 料	2,410	
そ の 他 の 役 務 収 益	10,378	
そ の 他 業 務 収 益	3,039	
外 国 為 替 売 買 益	64	
国 債 等 債 券 売 却 益	95	
金 融 派 生 商 品 収 益	1,668	
そ の 他 の 業 務 収 益	1,211	
そ の 他 経 常 収 益	7,301	
株 式 等 売 却 益	772	
金 銭 の 信 託 運 用 益	170	
買 取 債 権 回 収 益	4,778	
そ の 他 の 経 常 収 益	1,580	
経 常 費 用		52,008
資 金 調 達 費 用	9,361	
預 金 利 息	8,979	
譲 渡 性 預 金 利 息	2	
コ ー ル マ ネ ー 利 息	0	
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	0	
社 債 利 息	378	
そ の 他 の 支 払 利 息	0	
役 務 取 引 等 費 用	7,792	
支 払 為 替 手 数 料	186	
そ の 他 の 役 務 費 用	7,605	
そ の 他 業 務 費 用	309	
商 品 有 価 証 券 売 買 損	0	
国 債 等 債 券 売 却 損	73	
社 債 発 行 費 償 却	235	
そ の 他 の 業 務 費 用	0	
営 業 経 費	31,014	
そ の 他 経 常 費 用	3,530	
貸 出 金 償 却	3,215	
金 銭 の 信 託 運 用 損	16	
そ の 他 の 経 常 費 用	298	
経 常 利 益		21,717

(単位：百万円)

科 目	金 額
特 別 利 益	4,878
固定資産処分益	121
貸倒引当金戻入益	3,472
償却債権取立益	<u>1,284</u>
特 別 損 失	101
固定資産処分損	78
減 損 損 失	7
その他の特別損失	<u>15</u>
税引前当期純利益	26,494
法人税、住民税及び事業税	9,926
法人税等調整額	971
当期純利益	15,595

財務諸表注記

(貸借対照表注記事項)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- 有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 運用目的の金銭の信託の評価は、時価法により行っております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8年～50年
動産	2年～20年
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
- 社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。
- 外貨建資産及び負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 他の金融機関より取得した貸出金に係る会計処理については、証書貸付及び割引手形等は、取得価額で貸借対照表に計上し、取得価額と債権金額の差額である取得差額は、実質的な回収期間にわたり債権金額に比例して償却しております。当座貸越及び手形貸付等は債権金額で計上し、取得差額については負債に計上し、総額で実質的な回収期間にわたり定額償却しております。
なお、破綻懸念先債権及び実質破綻・破綻先債権については取得価額で計上し、取得差額の償却を実施しておりません。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証によ

る回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び下記 27. の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率等で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

また、当期の貸倒引当金繰入額は、償却原価法の適用により每期収益に計上される取得差額に含まれていた信用リスク相当額として、損益計算書上、対応する収益勘定と直接相殺して表示しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 14,969 百万円であります。

12. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。
13. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。
14. 役員退職慰労金は、従来、支給時に費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第 42 号）の改正に伴い、当期から、期末における要支給見込額を役員退職慰労引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は 54 百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益は同額減少しております。
15. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
16. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下「業種別監査委員会報告第 24 号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。
17. 消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。
18. 取締役及び執行役との間の取引による取締役及び執行役に対する金銭債権総額 ー円
19. 取締役及び執行役との間の取引による取締役及び執行役に対する金銭債務総額 ー円
20. 関係会社の株式総額 4,993 百万円
21. 関係会社に対する金銭債権総額 2,759 百万円
22. 関係会社に対する金銭債務総額 4,949 百万円
23. 有形固定資産の減価償却累計額 3,953 百万円

24. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、備品、車輛及び事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
25. 貸出金のうち、破綻先債権額は633百万円、延滞債権額は19,482百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
26. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は2百万円であります。
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
27. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は14,261百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
28. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は34,380百万円であります。
 なお、25. から28. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
29. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものととして会計処理した貸出金の元本の期末残高の総額は、69百万円であります。
 また、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、5,740百万円であります。
30. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は862百万円であります。
31. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|------------|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 24,085 百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 3,171 百万円 |
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保として有価証券等33,600百万円を差入れております。
 また、その他の資産のうち保証金は2,254百万円あります。
32. 社債には、劣後特約付社債15,500百万円が含まれております。
33. 1株当たりの純資産額 143,840円32銭
 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同適用指針を適用し、1株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は2,321円12銭減少しております。
34. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。以下37. まで同様であります。

売買目的有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)	当期の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	6	△0

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	貸借対照表計 上 額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	483	1,287	804	804	—
債券	187,203	186,569	△633	6	640
国債	166,316	165,710	△605	0	606
地方債	609	603	△5	0	5
社債	20,277	20,255	△22	6	28
その他	74,383	74,087	△337	322	660
合計	262,069	261,944	△166	1,134	1,300

「その他」の評価差額のうち複合金融商品としてその全体を時価評価し、評価差額を当期の損益に計上したものは除いております。なお、上記の評価差額から繰延税金資産 67 百万円を差し引いた額△98 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

35. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百 万円)	売却損の合計額 (百 万円)
その他有価証券	35,945	707	73

36. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	4,993
子会社・子法人等株式	4,993
その他有価証券	56,660
非上場株式	2,163
社債 (事業債)	53,773
その他の証券	723

37. その他有価証券のうち満期があるものの期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1 年以内 (百万円)	1 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超 10 年以内 (百万円)	10 年超 (百万円)
債券	92,362	120,564	19,592	7,823
国債	84,958	65,086	7,842	7,823
地方債	4	499	100	—
社債	7,400	54,979	11,649	—
その他	4,616	29,907	27,696	—
合計	96,979	150,472	47,288	7,823

38. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)	当期の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	3,624	△16

39. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、141,515百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取り消し可能なもの）が94,682百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

40. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	9,261 百万円
繰延ヘッジ損失	1,114
賞与引当金	665
未払事業税	364
減価償却費	183
その他	451
繰延税金資産小計	<u>12,040</u>
繰延税金資産合計	12,040
繰延税金負債	
有価証券償還差益	<u>25</u>
繰延税金負債合計	25
繰延税金資産の純額	<u>12,014</u> 百万円

41. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から以下のとおり表示を変更しております。

(1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等に区分のうえ、表示しております。

なお、当期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は102,313百万円であります。

(2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」および「当期未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しております。

- (3) 純額で「繰延ヘッジ損失」として「その他資産」に計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
- (4) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
- (5) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。
- ① 「動産不動産」中の「土地建物動産」は、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」に区分表示し、「建設仮払金」は、「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。
- ② 「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として、保証金は、「その他資産」中の「その他の資産」として表示しております。
- ③ 「その他資産」中の「その他の資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。
42. 「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号平成17年12月27日）および「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号平成17年12月27日）が会社法の施行日以後に付与されるストック・オプション、自社株式オプションおよび交付される自社の株式について適用されることになったことに伴い、当期から同会計基準および適用指針を適用しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響はありません。
43. 「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成15年10月31日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号平成17年12月27日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号平成17年12月27日）が平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から各会計基準および同適用指針を適用しております。
44. 当行は、平成14年3月期から同16年3月期までの法人所得税（法人税、住民税及び事業税）について東京国税局の調査を受け、かかる調査に基づき、主に営業譲受に係る買取債権の債権金額と実際の取得価額との差額の償却から生じる利益の認識額及び認識の時期の相違（東京国税局は、税務上利益認識すべき額が異なるか、又はより早期に認識すべきであったとする。）から更正処分を受け、平成17年6月29日に同通知書を受領しました。その処分内容は、3期分を合計して8,801百万円の追徴課税、および1,685百万円の加算税および延滞税の支払を求めものとなっております。
- 当行は、更なる加算税および延滞税の負担を避けるべく、今回処分を受けた追徴課税、加算税および延滞税の全額の納付を済ませておりますが、当行としては、当該償却利益の取扱いは、会計および税務上適切なものであったと考えており、平成17年8月26日に国税不服審判所に対する審査請求を行っております。
45. 単体自己資本比率（国内基準） 9.42%

（損益計算書注記事項）

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	144百万円
役務取引等に係る収益総額	3百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	29百万円
その他の取引に係る収益総額	一百万円
関係会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用総額	1百万円
役務取引等に係る費用総額	4,316百万円

その他業務・その他経常取引に係る費用総額
 その他の取引に係る費用総額

一百万円
 1,174 百万円

3. 1株当たり当期純利益金額 22,279 円 33 銭

4. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当ありません。

(2) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高
子会社	株式会社 TSB キャピタル	所有 直接 100%	役員 の 兼任	業務委託 (注1)	243	役員取引等 費用	
				貸付金に 対する被保証 (注2)	4,073	役員取引等 費用	
						その他負債	941
子会社	TSB 債権管理 回収株式会社	所有 直接 100%	役員 の 兼任	業務委託 (注3)	1,174	営業経費	
						その他負債	103

注1 当行の融資業務に係る業務の一部を委託しております。取引条件は、かかる委託業務に要する費用等を勘案し、かつ第三者との取引においても合理的と考えられる水準で決定しております。

2 当行の消費者向け融資に対して、株式会社 TSB キャピタルが債務保証を行っております。保証料率は、保証対象である融資の信用状況等を勘案し、かつ第三者との取引においても合理的と考えられる水準で決定しております。なお、期末における被保証債権の残高は 119,725 百万円であります。

3 当行の融資業務に係る業務の一部を委託しております。取引条件は、かかる委託業務に要する費用等を勘案し、かつ第三者との取引においても合理的と考えられる水準で決定しております。

4 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(3) 兄弟会社等

該当ありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

該当ありません。

連結貸借対照表（平成 19 年 3 月 31 日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	74,516	預 金	1,480,455
コールローン	45,817	外 国 為 替	30
買入金銭債権	41,645	社 債	55,500
商品有価証券	6	そ の 他 負 債	39,352
金銭の信託	3,624	賞 与 引 当 金	1,652
有 価 証 券	318,679	役 員 賞 与 引 当 金	1,086
貸 出 金	1,169,024	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	54
外 国 為 替	1,261	利 息 返 還 損 失 引 当 金	16
そ の 他 資 産	17,778	負 の の れ ん	2
有 形 固 定 資 産	11,164	支 払 承 諾	1,871
建 物	3,572	負債の部合計	1,580,022
土 地	5,957	（純資産の部）	
建設仮勘定	0	資 本 金	21,000
その他の有形固定資産	1,633	資 本 剰 余 金	19,000
無 形 固 定 資 産	5,234	利 益 剰 余 金	64,046
ソフトウェア	3,074	株 主 資 本 合 計	104,046
その他の無形固定資産	2,160	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 98
繰延税金資産	13,198	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 1,624
支払承諾見返	1,871	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 1,723
貸倒引当金	△ 21,478	純資産の部合計	102,322
資産の部合計	1,682,345	負債及び純資産の部合計	1,682,345

連結損益計算書（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
経 常 収 益		75,643
資 金 運 用 収 益	51,485	
貸 出 金 利 息	41,913	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	6,106	
コ ー ル ロ ー ン 利 息	637	
預 け 金 利 息	117	
そ の 他 の 受 入 利 息	2,711	
役 務 取 引 等 収 益	12,939	
そ の 他 業 務 収 益	3,622	
そ の 他 経 常 収 益	7,595	
経 常 費 用		50,054
資 金 調 達 費 用	9,361	
預 金 利 息	8,978	
譲 渡 性 預 金 利 息	2	
コ ー ル マ ネ ー 利 息	0	
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	0	
借 用 金 利 息	0	
社 債 利 息	378	
そ の 他 の 支 払 利 息	0	
役 務 取 引 等 費 用	3,642	
そ の 他 業 務 費 用	310	
営 業 経 費	31,253	
そ の 他 経 常 費 用	5,485	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	753	
そ の 他 の 経 常 費 用	4,732	
経 常 利 益		25,588
特 別 利 益		1,410
固 定 資 産 処 分 益	121	
償 却 債 権 取 立 益	1,289	
特 別 損 失		122
固 定 資 産 処 分 損	90	
減 損 損 失	11	
そ の 他 の 特 別 損 失	20	
税金等調整前当期純利益		26,876
法人税、住民税及び事業税		10,674
法 人 税 等 調 整 額		93
当 期 純 利 益		16,108

連結財務諸表注記

(連結財務諸表の作成方針)

1 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 2社
会社名

株式会社T S Bキャピタル
T S B債権管理回収株式会社

なお、相和ビジネス株式会社他1社は、清算により除外しております。

- (2) 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

2 持分法の適用に関する事項

該当ありません。

3 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 2社

4 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

5 のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っており、金額的に重要性がない場合は、発生時の損益としております。

(連結貸借対照表注記事項)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 運用目的の金銭の信託の評価は、時価法により行っております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物： 8年～50年
動産： 2年～20年
連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結される子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
- 社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。
- 外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 他の金融機関より取得した貸出金に係る会計処理については、証書貸付及び割引手形等は、取得価額で連結貸借対照表に計上し、取得価額と債権金額の差額である取得差額は、実質的な回収期間にわたり債権金額に比例して償却しております。当座貸越及び手形貸付等は債権金額で計上し、取

得差額については負債に計上し、総額で実質的な回収期間にわたり定額償却しております。なお、破綻懸念先債権及び実質破綻・破綻先債権については取得価額で計上し、取得差額の償却を実施しておりません。

11. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

また、破綻懸念先及び下記 23. の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率等で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。また、当連結会計年度の貸倒引当金繰入額は、償却原価法の適用により每期収益に計上される取得差額に含まれていた信用リスク相当額として、連結損益計算書上、対応する収益勘定と直接相殺して表示しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 18,651 百万円であります。

連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

12. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

13. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

14. 役員退職慰労金は、従来、支給時に費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第 42 号）の改正に伴い、当連結会計年度から、当連結会計年度末における要支給見込額を役員退職慰労引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は 54 百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益は同額減少しております。

15. 利息返還損失引当金は、「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会報告第 37 号）が平成 18 年 9 月 1 日以後終了する中間連結会計期間が属する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から、連結される子会社が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、返還見込額を合理的に見積もり計上しております。これにより、その他経常費用は 16 百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益は同額減少してお

ります。

16. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
17. 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。
18. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。
19. 有形固定資産の減価償却累計額 4,059百万円
20. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、備品、車輛及び事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
21. 貸出金のうち、破綻先債権額は805百万円、延滞債権額は20,451百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
22. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は2百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
23. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は14,261百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
24. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は35,521百万円であります。

なお、上記21. から24. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
25. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の期末残高の総額は、69百万円であります。

また、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、5,216百万円であります。
26. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、862百万円であります。

27. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 24,085 百万円

担保資産に対応する債務

預金 3,171 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券等 33,600 百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金は 2,295 百万円であります。

28. 社債には、劣後特約付社債 15,500 百万円が含まれております。

29. 1株当たりの純資産額 146,175 円 53 銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は 2,321 円 12 銭減少しております。

30. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。以下、33.まで同様であります。

売買目的有価証券

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	6	△0

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株 式	483	1,287	804	804	—
債 券	187,203	186,569	△633	6	640
国 債	166,316	165,710	△605	0	606
地方債	609	603	△5	0	5
社 債	20,277	20,255	△22	6	28
その他	74,457	74,161	△337	322	660
合計	262,143	262,018	△166	1,134	1,300

「その他」の評価差額のうち複合金融商品としてその全体を時価評価し、評価差額を当連結会計年度の損益に計上したものは除いております。

なお、上記の評価差額から繰延税金資産 67 百万円を差し引いた額△98 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

31. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	35,955	716	73

32. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	連結貸借対照表計上額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	2,163
社債（事業債）	53,773
その他の証券	723

33. その他有価証券のうち満期があるものの期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
債券	92,362	120,564	19,592	7,823
国債	84,958	65,086	7,842	7,823
地方債	4	499	100	—
社債	7,400	54,979	11,649	—
その他	4,616	29,907	27,696	—
合計	96,979	150,472	47,288	7,823

34. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	3,624	△16

35. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、145,429百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が98,597百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

36. ストック・オプションに関する事項

(1) ストック・オプションの内容

	平成 17 年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の執行役：4名、当行の使用人：69名、当行子会社の取締役：1名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 7,000株（株式数に換算して記載している）
付与日	平成 17 年 12 月 12 日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日（平成 19 年 6 月 30 日）まで継続して当行または当行子会社もしくは関連会社の役員（監査役を含む。）または使用人の地位にあること。ただし、事前に当行の取締役会が特別にその後の本新株予約権の保有および行使を認めた場合はこの限りではない。
対象勤務期間	自 平成 17 年 12 月 12 日 至 平成 19 年 6 月 30 日
権利行使期間	自 平成 19 年 7 月 1 日 至 平成 22 年 6 月 30 日 ただし、付与対象者が平成 22 年 6 月 30 日より以前に、当行または当行の子会社もしくは関連会社の役員または使用人のいずれの地位をも喪失した場合（死亡による場合を除く）に、その地位の喪失時に権利行使期間は終了する。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ア. ストック・オプションの数

	平成 17 年 ストック・オプション
権利確定前（株）	
前連結会計年度末の未確定残	7,000
付与	—
失効	1,100
権利確定	—
当連結会計年度末の未確定残	5,900
権利確定後（株）	
前連結会計年度末の未行使残	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
当連結会計年度末の未行使残	—

イ. 単価情報

	平成 17 年 ストック・オプション
権利行使価格	440,843 円
行使時平均株価	—
付与日における公正な評価単価	—

37. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。
- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本および評価・換算差額等に区分のうえ、表示しております。なお、当連結会計年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は103,947百万円であります。
 - (2) 純額で「繰延ヘッジ損失」として「その他資産」に計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
 - (3) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
 - (4) 「動産不動産」については、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。
 - ① これにより、従来の「動産不動産」中の「建物土地動産」については、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」として、また「建設仮払金」については「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。また、「動産不動産」中の保証金権利金のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」に、保証金は、「その他資産」として表示しております。
 - ② 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。
 - (5) 負債の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、負債の部の「負ののれん」に含めて表示しております。
38. 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第20号平成18年9月8日）が公表日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。
39. 「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号平成17年12月27日）および「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号平成17年12月27日）が会社法の施行日以後に付与されるストック・オプション、自社株式オプションおよび交付される自社の株式について適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準および適用指針を適用しております。なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。
40. 「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成15年10月31日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号平成17年12月27日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号平成17年12月27日）が平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から各会計基準および同適用指針を適用しております。
41. 当行は、平成14年3月期から同16年3月期までの法人所得税（法人税、住民税及び事業税）について東京国税局の調査を受け、かかる調査に基づき、主に営業譲受に係る買取債権の債権金額と実際の取得価額との差額の償却から生じる利益の認識額及び認識の時期の相違（東京国税局は、税務上利益認識すべき額が異なるか、又はより早期に認識すべきであったとする。）から更正処分を受け、平成17年6月29日に同通知書を受領しました。その処分内容は、3期分を合計し

て8,801百万円の追徴課税、および1,685百万円の加算税および延滞税の支払いを求めるものとなっております。

当行は、更なる加算税および延滞税の負担を避けるべく、今回処分を受けた追徴課税、加算税および延滞税の全額の納付を済ませておりますが、当行としては、当該償却利益の取扱いは、会計および税務上適切なものであったと考えており、平成17年8月26日に国税不服審判所に対する審査請求を行っております。

42. 連結自己資本比率（国内基準） 9.52%

（連結損益計算書注記事項）

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益金額 23,012円13銭
3. 「その他経常収益」には、買取債権回収益4,778百万円を含んでおります。
4. 「その他の経常費用」には、貸出金償却4,351百万円を含んでおります。